

新行財政改革基本計画(原案)への意見及び市の考え方

- 1 募集期間:令和7年12月15日(月曜日)から令和8年1月23日(金曜日)  
 提出件数:2人8件  
 提出方法:意見募集専用フォーム2人、ファクス0人、郵送0人、窓口持参0人

2 意見の取扱い

区分	区分の説明	件数
原案に盛り込み済み	ご意見の内容は原案に盛り込んでいます。	0件
原案を修正	いただいたご意見を踏まえ原案を修正します。	0件
原案のとおり	いただいたご意見の対応が困難、市の考え方と方向性が合致しない、原案の内容と直接関係のないご意見・ご感想(上記に該当しない)	8件

3 意見及び市の考え方

項番	該当箇所	頁	市民からの意見(原文)	市の考え方
1	計画全般及び 新行財政改革の 取組項目	記載 なし	まずは計画全般について 市役所が配布した「パブリックコメント募集中」のチラシだが、表面の「募集項目」は4つなのに、裏面の「計画・条例の名称」は5つ。そもそも「市民への募集のよびかけ」自体が分かりにくい。「市政の主人公」である市民に意見を求める「姿勢」自体を改めてもらいたい。 ついでいくつかの箇所への意見を列記する。	【原案のとおり】 ご指摘をいただきましたパブリックコメント募集チラシの記載については、今後、より丁寧でわかりやすい情報提供に努めてまいります。市民の皆様のご意見を真摯に受け止め、市政運営に反映させていく姿勢を改めて徹底します。
		19	(08-1-①-5)「学校等の再配置」というのに危惧する。三条小学校を廃止したことを想起する。「一人ひとりの子どもたちの発達を保障する」視点ではなく企業経営での「合理化」の発注に陥ってはならない。	【原案のとおり】 「学校園施設やその他施設の更新時期にあわせた再配置」は、施設面における検討です。具体的には、公共施設の利用圏域を踏まえ、更新時期、規模、位置、用途、利用実態等から施設の再配置を検討するものです。 小学校は地域において、子どもたちの教育の場であることはもちろん、様々な世代の交流の場や災害時の避難所として重要な役割を担っていることを十分に認識しています。その前提で、本取組の基となる『芦屋市公共施設等総合管理計画(原案)』では、小学校を地区拠点施設として位置付けています。 地域における小学校の意義を十分に認識した上で、子どもの数の減少傾向と、変化の激しい社会を生き抜くためのカリキュラム編成に鑑みて、教育・保育の質の維持・向上を目的とした施設の再配置を検討します。
		20	(08-1-②-2)「PPP/PFIの導入検討」とあるが、実態として、すでに「導入の方向」に走っているのではないかな？	【原案のとおり】 指定管理者制度や従来の公共発注(いわゆる民間委託)もPPP/PFI事業であり、本市は既に導入しています。「新たなPPP/PFI事業の導入検討」の記載ですが、本市が導入していない、市民サービスの更なる向上に資する手法を研究し、導入を検討するという趣旨です。
		21	(08-2-①-2と5)明らかに相反する「実施項目」だ。持続可能な行政運営を推進する職員の育成は「民間人材の活用」とは逆方向である。	【原案のとおり】 「持続可能な行政運営を推進できる職員の育成」では、職員には社会情勢の変化を捉え、限られた資源の中で市民サービスの提供を可能とする、柔軟な発想力や政策の立案・形成能力などの向上を図るとともに、「専門知識を有する多様な民間人材の活用」では、高度な専門知識が必要な分野において外部人材の知見も活用することで、組織全体の生産性を高め、公務の質向上を図る考えです。
		23	(08-2-④-1)「法定上限」を守らないというのは事業所としての「違法行為」である。「遵守の徹底」というあいまいさは許されない。	【原案のとおり】 「法定上限の遵守の徹底」は、実効性のある遵守体制の構築と業務改善等により、時間外勤務そのものの削減を図ることを意味しています。法令遵守は行政として当然の責務であり、適正な労務管理の推進に努めてまいります。

項番	該当箇所	頁	市民からの意見(原文)	市の考え方
2	新行財政改革の 取組項目	20	<p>●P20 「官民にとらわれない施設の効率的な運営」  目先の効率性ばかりに目を捕らわれていると、公共施設等の本質を見失うことにならないか？民間に任せるといことは、儲けの種にされるということ。市民のための公共施設等が、その役割を違えることにならないだろうか。民に任せれば、間違いなく公務員はその仕事の現場から遠のき、スキルは落ち、へたをすれば民間の言うがままになりかねない。コストを判断する力を失えば、市民は高いものをつかまされることになりはしないか。そのことは決して市民の利益にならない。「官から民へ」への号令の下はじまったこの流れに対して立ち止まり、公共とは何かという問いに戻らなくてはならないと思う。</p>	<p>【原案のとおり】  民間活力の導入については、民間のノウハウや知見による市民サービスの向上、職員負担の軽減などのメリットがある場合、費用対効果を勘案しつつ、積極的に推進していく考えです。  また、これまで職員が継承し蓄積してきた技術やノウハウは、事業の継続性と信頼性を支える重要な要素だと考えていますので、事業者との定例会議などで施設の運営管理、日常的な課題、市民ニーズを共有しながら取り組んでまいります。</p>
		21	<p>●P21 「組織と人材の戦略的マネジメント」  「持続可能な行政運営を推進できる職員」とは、どのように育成するのか？民間に任せるといことや民間の活用では、職員のスキルアップを阻害することになるのではないか？</p>	<p>【原案のとおり】  「持続可能な行政運営を推進できる職員の育成」は、研修制度の充実、多様な業務経験の蓄積、政策形成能力の向上等を通じて行います。民間人材の活用は、職員がより高度な政策立案や総合調整業務に専念できる環境を整備するとともに、民間のノウハウを吸収することで職員の能力向上につながるものと考えています。官民それぞれの強みを活かした協働体制の構築を目指します。</p>
		27	<p>●P27 「2. 受益者負担の適正化」  12月議会で決まった公共施設等の使用料利用料の値上げなど、この間の受益者負担の適正化で行われたことは、結局は市民負担の増大ではないのか？公共施設は、市民だれでもが利用しやすくすべきであり、「適正化」の名のもとに、負担増を求めていくことは公共施設本来の役割を壊していくことになる。「福祉の増進」を本来任務とする地方自治体が、「歳入の確保」として「受益者負担の適正化」を掲げることには反対である。</p>	<p>【原案のとおり】  公共施設の維持管理や行政サービスの提供にかかる経費(コスト)は、公共施設や行政サービスを利用する方にご負担いただく使用料・手数料と、市民の皆さまからの税金によって支えられておりますので、定期的な見直しを行い、公平性の確保を図る必要があります。料金の改定により、新たなご負担をお願いすることになりますが、持続的な行財政運営を進めていくための取り組みです。ご理解・ご協力をお願いいたします。</p>